

学校教育目標

1. 自ら考え学ぶ生徒（確かな学力）
2. 思いやりのある生徒（豊かな人間性）
3. 体力と気力をきたえる生徒（健康・体力）
知・徳・体の調和のとれた教育で「生きる力」を育成

校歌

一

緑あふれる
僕ら向か
未だに出
来にいか
とも進ん
ことも進
こと進ん
こと進ん

この街に
あゆみあ
手をとり
ちかると
伸びゆく
伸びゆく

二

はるか筑波嶺
祇園の原に
古き歴史を
あすを創る
こころ豊かに

のぞむ窓
かおる風
今に伝えて
このふるさ
伸びゆくわ
伸びゆくわ

三

四季の花咲く
うたごえ高く
若きちから
夢を探そう
こころ豊かに

この庭に
ひびきあ
希望に満ち
自由もあ
伸びゆくわ
伸びゆくわ

ああ 第二中
とこしえに

作詞 飯田隆
作曲 第二中学校

校則及び生徒心得

第二中学校校則

- (1) 時間を守り、けじめのある生活をしよう。
- (2) いじめのない楽しい学校生活にしよう。

第二中学校生徒心得

～ 一人一人の生徒が集団生活の中で快適な学校生活を送るために ～

◎誰もが安心して過ごせる学校にしよう。

- ・お互いの良さや個性を認め助け合おう。
- ・学習や部活動で自分の持てる力を精一杯発揮しよう。
- ・あいさつをきちんとしよう。
- ・正しいことばづかいをしよう。
- ・学校を清潔できれいなうるおいのある場所にしよう。
- ・校舎内では、落ち着いて生活しよう。
- ・公共物や学習用具を大切にしよう。
- ・市から貸し出しされているタブレットは、学習の補助として使用するものであることを理解し、正しく利用しよう。
- ・学校生活に必要なでないものは持ってこないようにしよう。
- ・8：00登校、8：05立腰開始に間に合うように、入室完了・着席しよう。
- ・登校後は無断で校外に出ないようにしよう。

◎身だしなみをきちんとしよう

- ・制服を着用する（自分のサイズに合ったもの）。
- ・ワイシャツは白地とし、ネクタイやベスト、運動着は学校指定のものを用いる。
- ・セーター、防寒着、防寒具（マフラー・手袋・ネックウォーマー）は派手でないものにしよう（白・黒・紺・茶・グレー系）。
- ・靴、靴下は、白・黒・紺・茶・グレー系とする。靴下は、怪我防止のためにくるぶしがかくれるものを使用する（靴、靴下ともにロゴやワンポイントの色は自由）。また、運動靴とする（スニーカーやブーツ等は除く）。
- ・名札をつける。
- ・冬季はストッキング、タイツ（ベージュ・黒系）も認める（スラックス着用時も可とする）。
- ・体育館シューズは本校指定のものを用いる。
- ・頭髪は、学校生活に適した自然で清潔な髪型にする（染髪はしない）

◎その他

- ・交通ルールを守り、安全な生活をしよう。
（特別に自転車通学を希望する生徒は、自転車通学許可願いを提出し、許可を得る）

【制服の着用の仕方について】

- ・上着着用
- ・ネクタイ、リボン、名札着用
- ・ワイシャツ：白色
- ・スラックス：自分の身長に合ったもの
- ・スカート：ひざ丈
- ・ベルト：黒・紺・茶・グレー系
- ・靴下：白・黒・紺・茶・グレー系（ロゴ・ワンポイント可）
- ・髪を束ねるゴム：黒・紺・茶・グレー系

【夏服について】

1 夏服の期間

原則として6月1日から9月30日までとする。ただし、この期間中でも気温の低い日には、上着の着用を認める。5月および前期終業式までは移行期間とする。

2 夏季の服装

- ・上着（ブレザー）は着用せず、学校指定のベスト、白のワイシャツとする。
- ・名札をワイシャツまたはベストの胸につける。
- ・ワイシャツは長袖、半袖のどちらでもよい。（白のポロシャツも可）
- ・スラックスはベルトをして着用すること。
- ・ネクタイ、リボンは着用しなくてもよい。
- ・ベストは着用しなくてもよい。

3 夏季の体育着の着用について

- ・白の半袖運動シャツ（胸に体育着用の名札をつける）。
 - ・暑さ対策として、半袖・ハーフパンツ姿の場合には、上衣を下衣に入れず、外に出して過ごしてもよい（年間を通して許可）。ただし、部活動の大会時などで、上衣を下衣に入れる必要がある場面においては、顧問の先生の指示に従う。
 - ・必要な人は、白の長袖体操着を購入する（年間を通して利用してよい）。
 - ・ハーフパンツ（学校指定のもの）。
- ※体育着用の名札は衣料品店で販売しています。

【防寒着について】

1 セーター、防寒着（白・黒・紺・茶・グレー系）の着用の期間（原則として11月1日から翌年3月31日まで。ただし、10月、4月の寒い日は着用を認める）

2 セーター、防寒着の着用のしかたについて

- ①登下校には、防寒着（オーバーコート、ウィンドブレーカー）の着用を認める。ただし、防寒着の着用は登下校時及び校舎内外とし、教室内での着用はしない。
*部活動では、顧問の指導のもと、活動時にウィンドブレーカーやウオームアップスーツ等の使用を認める。
- ②室内で寒い場合にはセーターの着用を認める。
ただし、登下校時や校内生活においては、セーターは上着の下に着用する。
- ③セーターは上着の丈に合ったものを着用する。
（裾が上着からはみ出さない。制服の前ボタンが留められる）
- ④セーター、防寒着、防寒具（マフラー・手袋・ネックウォーマー等）は派手でないものを使用する（白・黒・紺・茶・グレー系）。
- ⑤冬季はストッキング、タイツ（ベージュ・黒系）も認める（スラックス着用時も可とする）。
- ⑥ひざかけ、座布団は必要に応じて利用してよい。

南河内第二中学校生徒会会則

第1章 総 則

第1条 本会は南河内第二中学校生徒会という。

第2条 本会の目的は私たち生徒が自らの学校生活を始めていくために必要な諸活動を通して学校生活の充実向上を図り、よりよい社会人としての資質を養うことを目的とする。

第2章 組 織

第3条 本会の会員は本校に在籍する生徒全員である。会員は自分自らまたは自分たちの選んだ代表者を通して本会のすべての討議に参加することができる。

第4条 本会にその機関として総会、専門委員会、役員会、特別委員会を置く。

第5条 専門委員会として次のものを設置する。
保健、美化、図書、学習、給食、生活、福祉、放送

第6条 特別委員会としては次のものを二つ設置するが、その他にも必要に応じて臨時に設置することができる。
選挙管理委員会、各種実行委員会

第3章 総 則

第7条 本会には次の役員を置く。

第1項 会長1名、副会長2名、書記及び会計は若干名とする。

第2項 本会に置かれる会長及び副会長は選挙により選出され、会計及び書記は生徒会長と職員が協議し、学校長により任命される。

第3項 被選挙権を行使したものが少なく、必要な役員数が選出できないときは、会員の中から会長が役員にふさわしい者を推薦することができる。

第8条 役員の仕事は次の通りとする。

第1項 会長は顧問の適切な指導の下に、本会を代表して会務を遂行する。

第2項 副会長は会長を補佐し、会長事故あるとき、その職務を代行する。

第3項 書記は、正副会長を助け、会の記録事務を行う。

第4項 会計は、本会の会計事務を行う。

第9条 役員の仕事は新年度4月から1年間とする。

第10条 役員に欠員生じたときには補充選挙を行う。ただし、役員選挙で役員となれなかった者の中にふさわしい者がいれば、会長はそのものを役員として推薦することができる。

第4章 総会、その他の委員会の機能と権限

第11条 総会は、本会の最高決議機関であり、次の権限を持つ。

第1項 総会は年1回開く。

第2項 会則の制定及び改正、予算の決定及び決算の承認、活動方針の決定及び年間活動計画の承認。その他目的達成に必要な事項の決定及び承認

第3項 総会における決議事項は学校長の承認を経て実施される。

第12条 本部役員会は、各委員会への協力援助のための打ち合わせ、その他必要な事項の打ち合わせを行う。

第1項 本部役員会は生徒会役員をもって構成する。

第2項 本部役員会は会長が必要と認めるときには、適宜開催することができる。

第13条 特別委員会は次の活動を行う。

第1項 選挙管理委員会は、各学級1名の代表をもって構成され、選挙の管理事務を行う。

第2項 実行委員会は各生徒会行事等の都度、必要に応じて設置され、行事の運営を担当する。

第14条 専門委員会は各学級から2～5名ずつ選出された委員で構成し、任期は1年とする。専門委員会には委員長1名、副委員長2名、書記2名をおく。これらの代表生徒は、委員会の活動方針に基づき活動計画の立案とその運営にあたる。各専門委員会は主として次のような活動をする。

- ・保健専門委員会
保健に関する調査、校内における衛生環境維持向上等の活動、その他保健や安全についての活動
- ・園芸専門委員会
学校花壇の緑化活動、除草作業・小中クリーン活動、その他学校美化についての活動
- ・図書専門委員会
図書の整理、貸し出しなど学校図書館の運営に関わる活動及び読書習慣の形成、向上に関する活動
- ・給食専門委員会
学校給食に関する調査と意識等の高揚、日常の食生活の充実、向上に関わる活動
- ・生活専門委員会
学校内外の生徒の生活規律の向上、安全な学校生活に関わる活動、校舎内外の整備、教室、廊下などの美化活動の促進、
- ・福祉専門委員会
各種募金活動への協力、社会福祉団体の活動への協力、ボランティア活動の企画実施など生徒の社会奉仕意識の高揚に関わる活動、リサイクルの呼びかけアルミ缶収集
- ・放送専門委員会
校内放送の運営、放送機器の整備等の活動

第5章 決 議

第15条 総会は会員又は役員^の3分の2以上の参加をもって成立し、出席者の過半数によって議決される。可否同数のときは、議長が決定する。

第6章 顧 問

第16条 本部役員会及び各委員会には顧問を置く。顧問の任命は学校長による。

第17条 顧問は、すべての会合に出席することができる。生徒会のすべての会合は顧問の指導と助言のもとに運営され、その決定は学校長の承認によってその効力を発する。

第7章 経 費

第18条 本会の経費は、会費、その他の収入をもってこれにあてる。

第19条 本部役員会は、毎会計年度の予算をつくり、評議委員会を経て、総会に於いてその承認を得なければならない。また、収支決算書をつくり、その承認を得なければならない。

第20条 会計の監査は顧問及び学校長がこれを行う。

第21条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

第8章 最終決定権者

第22条 会則に定められた生徒の権限はすべて学校長より委譲された者であり、本会の主旨に反すると認められる時には取り消される。

付 則

- ・この会則の変更は総会の決議による。
- ・この会則は平成 6年4月1日より実施する。
- ・この会則は平成14年4月1日に内容の一部を変更。
- ・この会則は平成21年4月1日に内容の一部を変更。
- ・この会則は令和 6年4月1日に内容の一部を変更。
- ・この会則は令和 8年4月1日に内容の一部を変更。

● 生徒の忌引日数

死亡した者	日数	死亡した者	日数
父母	7日	祖父母・兄弟姉妹	3日
曾祖父母	1日	伯叔父母	1日

*付記 葬祭のため遠隔の地に赴く必要がある場合は、実際に要した往復日数を加算することができる。

● 出席停止

次のような病気にかかった場合は、医師の診断により出席停止になります。

インフルエンザ	百日咳	麻疹(はしか)	風疹(三日はしか)
結核	水痘(水ぼうそう)	溶連菌感染症	感染性胃腸炎
流行性耳下腺炎 (おたふく風邪)	咽頭結膜熱 (プール熱)	O-157(腸管出血性 大腸菌感染症)	急性出血性結膜炎
流行性角結膜炎	侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	新型コロナウイルス 感染症	その他の感染症

○インフルエンザと新型コロナウイルス感染症については、受診した医療機関から特に指示がない場合は、意見書の提出がなくても登校は可能です。

○登校の目安は次のとおりです。

<インフルエンザ>

- ・発症した後5日(発症日を0日として数える)経過し、かつ解熱した後2日経過していること。

<新型コロナウイルス感染症>

- ・発症した後5日(発症日を0日として数える)経過し、かつ症状が軽快した後1日経過していること。

※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること。

● 学割証明の申請のしかた

学校にある学割申請書に必要な事項を記入のうえ、1週間前までに担任に提出して下さい。

部活動について

全体目標

- ① 共通の活動に興味・関心をもつ生徒が、より高い水準の技能を追究する過程で、望ましい人間関係を醸成する。
- ② 自主的・自発的な態度を身につけ、生涯学習の基礎を築き、個性の伸長を図る。

学年目標

- 1年 集団の一員としての基本的な態度や言葉遣いを身につけるとともに、基礎的な技能や能力を身につける。
- 2年 中堅学年として1年生をまとめるとともに、自主的に活動に取り組み、さらなる技術・技能の向上のために努力する。
- 3年 最高学年としてリーダーシップを発揮し下級生に範を示すとともに、目標達成のため根気強くかつ主体的に努力する。

具体目標

- ① 活動・下校時間を守る。
- ② 部室・活動場所は整理整頓につとめ、施設・用具・器具を安全にかつ大切に扱う。
- ③ 活動にふさわしい服装・態度や礼儀を身につける。
- ④ 上級生は下級生の模範となり、良き理解者として接する。
- ⑤ 互いに協力し、活動を盛り上げる。
- ⑥ 各自及び部で目標をもち、進んで活動に取り組み、技能や能力の向上を図る。
- ⑦ 耐性を身につけ、根気強くあきらめないで活動に取り組み、自分の可能性を広げる。
- ⑧ 集団生活における規範や社会生活上のルールを尊重し、責任を果たす。

具体目標達成に向けての部活動生徒心得

〈早朝練習〉

※本校では、早朝練習は全ての部活動で実施無しとする。

〈活動時〉

- ① 部活動ごとに指示された場所でのみ、活動する。
- ② 荷物は活動場所周辺か部室に保管し、教室には置かない。
- ③ 下履きやシューズは下足棚に入れる等、常に整理整頓する。
- ④ 顧問が校内に不在の時は、原則として活動しない。
- ⑤ 完全下校時刻後は、無断で学校敷地内には入らない。用事がある場合には学校に連絡し、要件を伝えてから来校する。
- ⑥ 活動中の練習着・防寒着については顧問の指導のもと着用する。

〈活動後〉

- ① 練習後の片付けは全員で行い、部室の消灯・施錠行う（部長・鍵当番）。活動後、顧問は活動場所の施錠状態を最終確認する。
- ② 部活動終了時刻及び完全下校時刻を守る。

〈その他〉

- ・自転車の使用については許可を得ている生徒のみとする。休日の練習においても許可のない生徒は乗ってこない。

※目標や心得が守れない部については活動を中止する。

個人においても、部の和を乱す者、校則を守れない者、その他各種大会やコンクールの規約に違反している者は大会への登録及び参加はできない。

活動及び活動時間

- ① 火、木、金曜日
 - ・放課後の練習終了時刻及び完全下校時刻は下記の通り

月	終了時刻	完全下校	月	終了時刻	完全下校	月	終了時刻	完全下校
4	17:45	18:00	8	別途計画		12	17:00	17:15
5	17:45	18:00	9	17:45	18:00	1	17:00	17:15
6	17:45	18:00	10	前半 17:15 17:30 後半 17:00 17:15		2	前半 17:15 17:30 後半 17:30 17:45	
7	17:45	18:00	11	17:00	17:15	3	17:45	18:00

- ② 月曜日・水曜日…部活動休養日
- ③ 休日・祝祭日・長期休業中…各部の計画による。